

## 介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

令和 8 年 4 月 1 5 日  
8 福祉高介第 1 0 0 号

### (目的)

第 1 条 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（以下「本事業」という。）は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる都内の介護事業所等に対する支援を行うことを目的とする。

### (実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

### (事業内容)

第 3 条 都は、次に掲げる事業を実施する。

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（基本メニュー）（令和 7 年 12 月 22 日老発 1222 第 2 号厚生労働省老健局長通知の別紙 1「令和 7 年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき、都が実施する事業）

ア 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業

イ 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業

(2) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（加算メニュー）

ア 加算メニューⅠ（訪問系暑さ対策）

訪問介護事業所等が、訪問介護員等の暑さ対策、熱中症対策に資することを目的として、熱中症対策・暑さ対策に資する物品を購入するために必要な費用の一部を補助する事業

イ 加算メニューⅡ（暑さチェッカー）

訪問介護事業所等が、訪問介護員等及び利用者の熱中症予防を目的として、熱中症リスクを感知する機器を購入するために必要な費用の一部を補助する事業

ウ 加算メニューⅢ（通所・施設系暑さ対策）

通所介護事業所等及び介護保険施設等が、利用者の熱中症予防を目的として、事業所・施設内に設置する日除けやミストシャワー等を購入するために必要な費用の一部を補助する事業

エ 加算メニューⅣ（電動アシスト自転車購入）

訪問介護事業所等が、サービス提供に係る移動手段である電動アシスト自転車を購入するために必要な費用の一部を補助する事業

オ 加算メニューⅤ（可搬型蓄電池、外部給電器等購入）

介護事業所等が、災害時にも施設機能を維持することで利用者の安全確保を図ることを目的として、可搬型蓄電池、外部給電器等を購入するために必要な費用の一部を補助する事業

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和8年4月15日付8福祉高介第100号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。